

# 400年変わらない町割りに 歴史が積層するまち 真壁

古代以来の歴史を持つ真壁は、古くは「常陸國風土記」に「白壁(白髪部)郡」として登場します。その後、名称が変わり、真壁と呼ばれるようになりました。

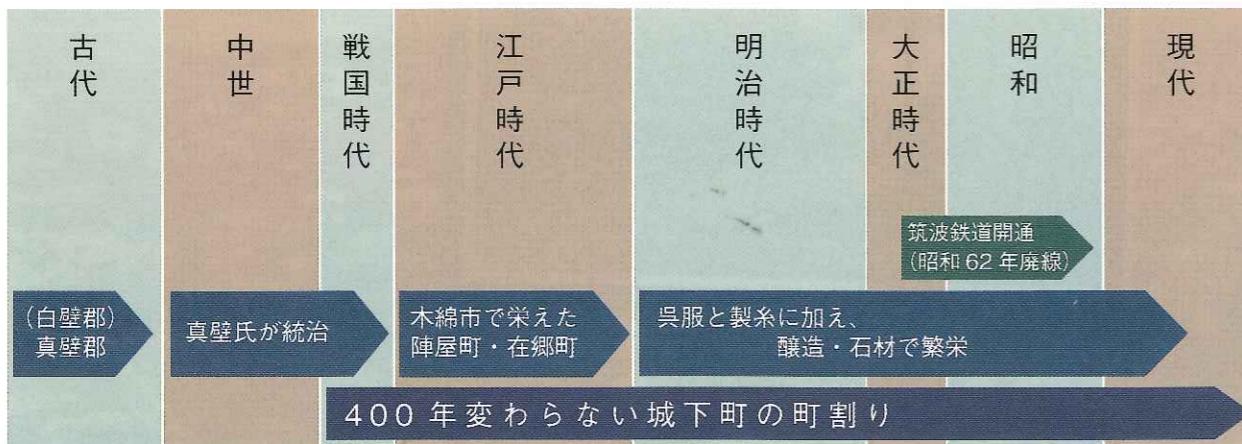
今の町のかたちは、戦国時代に真壁氏によりつくられた城下町が起源となっています。以来400年、真壁は変わらない町割り(通りや街区の形)を残しています。

江戸時代に入ると真壁氏が秋田角館に去って、城主不在となり、領主となった浅野氏により、真壁城は廃止され、城下の中心部だった現在の大和町に陣屋が設けられました。町の商いは木綿市がけん引し、繁栄を極めました。

また周囲に広がる豊かな水田に実る米と、町の随所から豊富に汲み上がる良質な水によって酒造業も早くから展開しました。真壁の町は、上宿町・下宿町・高上町・仲町・新宿町の「五町内」からなり、出入口には木戸が設けられていました。周囲には飯塚村と古城村があり、さらに周囲を山口川と田中川が囲っていました。

明治に入ると陣屋は廃止され、陣屋跡地は大和町となり、公共施設と宅地になりました。

明治中期からは、製糸業や石材業が盛んとなり、大正7年(1918)には筑波鉄道が開通し、真壁駅が設けされました。



町並みには、町の繁栄を象徴する見世蔵や町家を中心に、近代に至るまでの様々な伝統的な建造物が数多く残されています。

これらのきわめて貴重な文化遺産を後世に継承するため、これまでも国の登録有形文化財制度を活用し、真壁地区を中心に100棟を超える建造物の登録を行うなど建造物保存の取り組みを進めてきました。

さらに、平成19年に桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定、住民や町並み保存団体、専門家等で構成する伝統的建造物群保存地区保存審議会を中心に保存計画をまとめ、平成21年9月に上宿町・下宿町・高上町・仲町・大和町の主要な範囲が、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区となりました。

そして、平成22年4月、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定答申を受けました。

真壁の町の特徴 ..... 2

真壁の伝建地区制度 ..... 7

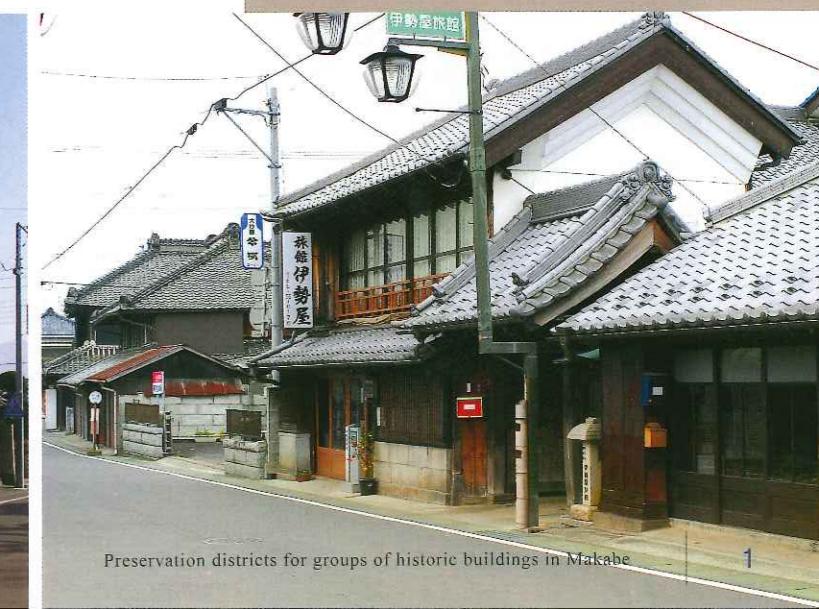
基準の解説 ..... 9

現状変更の手続き ..... 15

基準の一覧 ..... 16

助成制度の一覧 ..... 17

目次



Preservation districts for groups of historic buildings in Makabe

## 真壁の町の特徴

通りの両側につくられた五町内の町並み

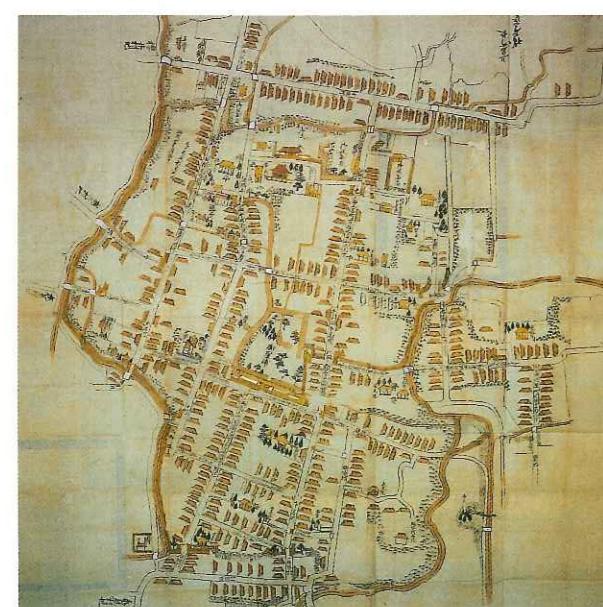
町の中心部は、東西に延びる4本の通り（上宿・下宿通り、高上町通り、仲町通り、新宿通り）と、それらを南北につぐ通り（御陣屋前通り、見芽通り、横町、天神横町、大桐など）から構成されています。「五町内」と称される上宿町・下宿町・高上町・仲町・新宿町は、4本の東西に延びる通り沿って両側に町並みができています。明治時代に入り陣の跡地には大和町ができました。各町は、一般の城下町の模より大きいことが特徴です。



上宿・下宿通り 高上町通り 仲町通り 御陣屋前通り

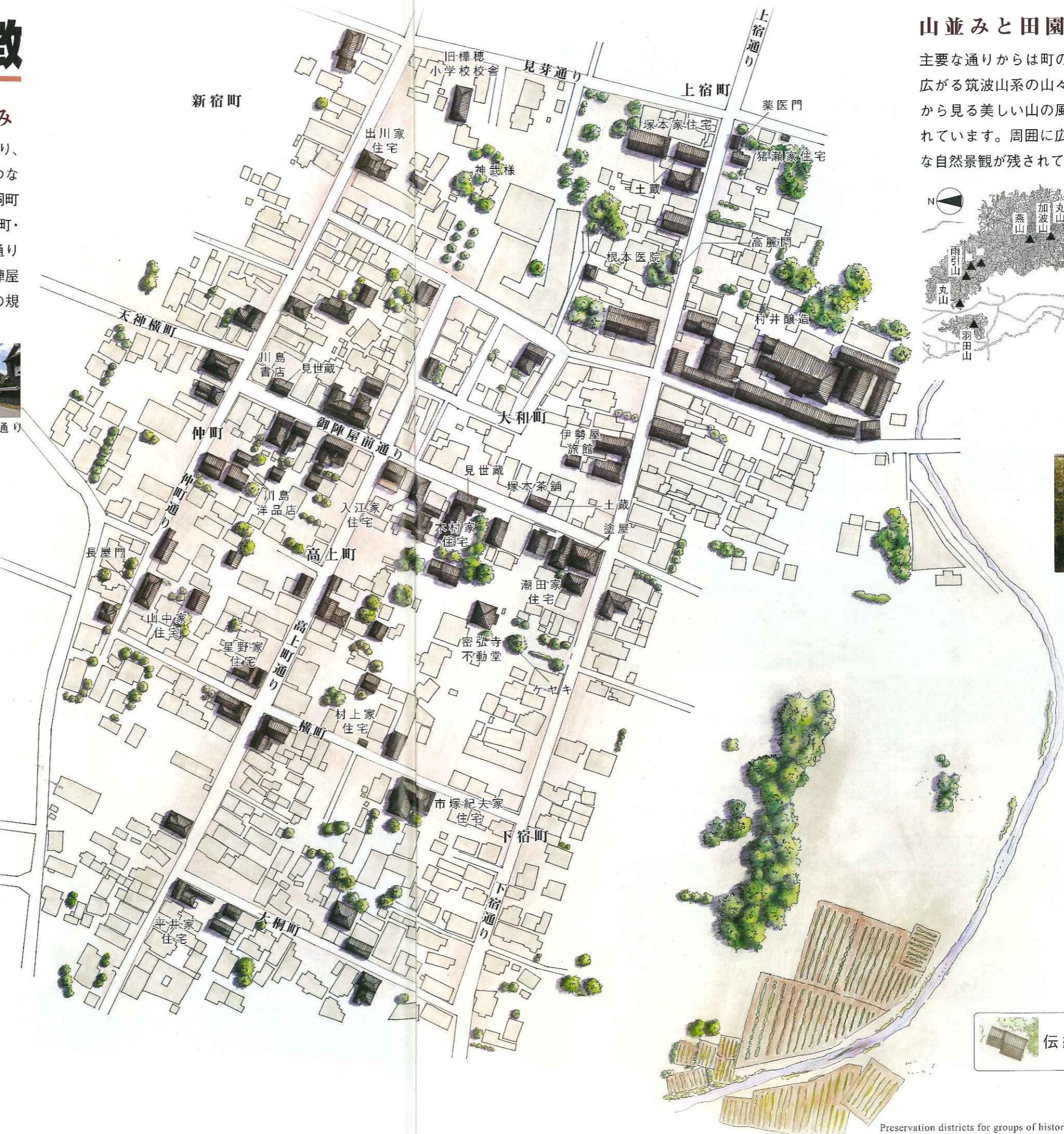
## 継承されてきた町割り

真壁の町割りは、近代以降に再開発された陣屋跡をのぞいて江戸時代より400年にわたり、守らせてきました。交差点も、昭和に入って陣屋跡地高上町通りを貫通させたところをのぞくと、真壁の伝統的な通りには完全な十字路は存在せず、50cm～7mの食い違いが残されています。



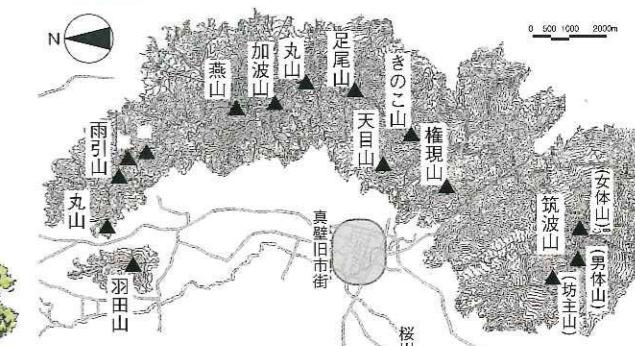
「真壁町屋敷絵図」(塚本清家蔵)

江戸時代の真壁の町並みの広がりを示す絵図です。この絵図からも、現在と変わらない町割りを確認することができます。



山並みと田園の風景

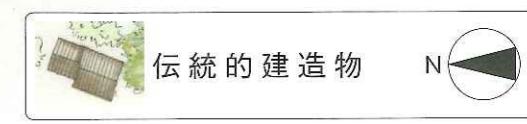
主要な通りからは町の北・東・南方向に円弧状に広がる筑波山系の山々を望むことができます。町から見る美しい山の風景も現在に至るまで保持されています。周囲に広がる田園風景とともに豊かな自然景観が残されています。



### 真壁の町並みを囲む山々



きのこ山

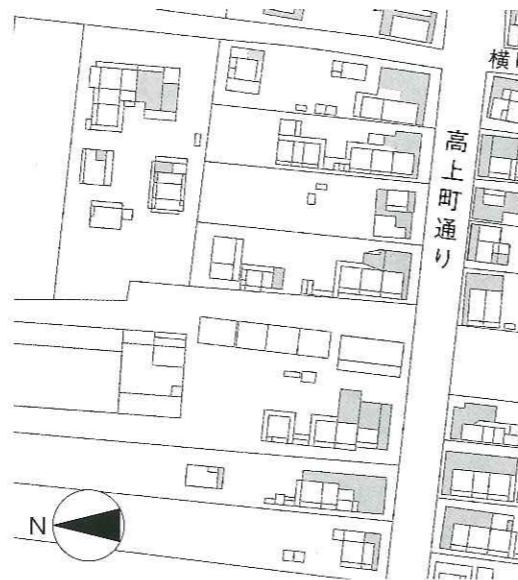


传统的建筑物

## 間口の広い短冊型の敷地

各屋敷の敷地は短冊型を基本として、奥行きは15～25間と全国的な町家の規模と変わりませんが、開口は小さいものでも5間程度あり、全体的に間口が広いことが特徴です。

隣家の建物との間には間隔がとられており、余裕がある場合は門を設けたり、塀を廻して土蔵が建てられたりしています。



真壁の短冊型の敷地  
(明治35年「家屋台帳」による)

## 多彩で良質な建造物群

真壁造りの木造店舗を中心に、見世蔵、塗屋、木造住宅、土蔵、石蔵、門などによる多彩で良質な建造物群が残されており、各通りに変化のある町並みをつくっています。



### 木造店舗

伝統的な真壁造りの店舗で、大半が2階建て桟瓦葺きです。屋根は切妻造りが最も多く、次いで寄棟造りがあります。庇形式は前面に半間から1間の庇を張り出して内部空間に取り込む下屋庇がほとんどですが、小庇もあります。1階正面は両側あるいは片側に半間の戸袋を残して全面開放として、引き違いのガラス戸を設けるのが一般的です。



### 見世蔵

大壁造りの店舗で、外部を土壁で厚く塗り込み、漆喰仕上げとした防火建築です。形式は基本的に木造店舗と同じであり、ほとんどが2階建てで、いずれも切妻・平入り・桟瓦葺きです。庇は下屋庇とし、通りに面して全面開放しています。半数近くが軒を出桁造りとされています。



### 塗屋

木造店舗のうち、特に2階の外壁を通常より厚く土で塗り黒漆喰仕上げとしたものです。桟瓦葺きの寄棟・平入りで、下屋庇を持つ大型の町家です。



### 土蔵

敷地の奥は平入りですが、通りに面したものの屋根は妻入り、平入りの両方がみられます。庇は基本的に下屋庇で、作業用の土庇や部分的な小庇を設けているものもあります。1階をさら子下見板張り、2階を白漆喰仕上げとしたものが最も多く、本格的な海鼠壁も見られます。



### 木造住宅

通りに面して建てられた木造の住宅です。屋根は、切妻平入りのほか、寄棟・切妻妻入りの建物もあり、定まった形式は認められません。庇は下屋庇と同程度に小庇が見られ、土庇も存在します。外壁仕上げは白漆喰塗り、さら子下見板張り、両者の併用、縦板張りを含めた併用などがみられます。



### 石蔵

切妻・妻入り、切妻・平入りの両方が存在します。庇は土庇です。外壁は大半が1、2階ともに石積みを現しています。石材は地元産の真壁石、栃木県の大谷石が用いられています。

### 洋風建築

真壁では伝統的な町家の建築が戦後まで続き、本格的な洋風建築は知られていません。外観を洋風に設えたものは数棟知られていますが、現存するのは昭和2年(1928)に五十銀行真壁支店として建設された旧真壁郵便局のみです。



## 門

町場でありながら門が多く建てられているのも真壁の特徴の一つです。最も多いのは薬医門で、江戸時代のものも残されていますが、多くは明治期に建てられています。腕木門は小規模な門や裏門に用いるものが多く、建築年代もやや新しくなっています。一部には長屋門もみられます。屋根は様々で、店舗に併設した変形のものもあります。

左：薬医門  
右：長屋門



## 堀

真壁では通り沿いに町家が建つため堀は少ないですが、広い敷地を持つ場合や、主屋が後退して建っている場合、堀が用いられています。築地堀や板堀が中心で、板堀では目打ち板堀(黒板堀)が目立ちます。築地堀は瓦屋根を掛けています。

左：築地堀  
右：黒板堀



## 樹木・石造物と町並みの調和

樹齢400年を超える樹木など、多彩な樹木や草花に彩られています。また、真壁石を用いた石蔵をはじめ、社寺の境内や跡地には、石仏・石塔など随所に石を利用した加工品が数多く見られます。これらは伝統的な建物とともに調和した町並み景観をつくり、真壁地区の魅力を引き立てています。



# 真壁の伝建地区制度

## ー町並みを守り、育てるためにー

真壁の特徴である素晴らしい町並みを守り、継承してゆくためには、現代生活との調和を図りながら、歴史的な建物を保存し、新しい建物については外観を歴史的な町並みに調和したものにすることが大切です。伝統的な町並みの中に高層マンションが建ってしまうと、町並みは大きく崩れ、真壁の良さが失われてしまいます。こうした景観に悪影響を与えることがないよう、ルール(基準)を守りながら、町並みを育ててゆく、それが真壁の伝建地区制度(伝統的建造物群保存地区制度)です。

伝建地区制度では、文化財保護法に基づき、歴史的な町並みのある地区を定め、建造物や町並みの一体的な保存、整備を行います。

### 伝統的建造物群保存地区

#### 【伝統的建造物群】

#### 伝統的建造物

伝統的建造物群を構成する歴史的建物や工作物

【一体をなして  
価値を形成し  
ている環境】

#### 環境物件

歴史的環境を保存するために特に大切な樹木や  
石仏・石塔など

#### 伝統的建造物以外の建造物やその他の物件

### 建物や敷地の現状変更には許可が必要です (詳しくは15ページをご覧ください)

保存地区内において行う建物や敷地の工事などで、高さや形、色など景観が変わるものには、あらかじめ市役所に申請して許可を受けることが必要になります。

工事の計画をする時には、あらかじめ市役所までご相談ください。状況に応じて、専門家等で構成される審議会の意見を聴くなど、必要な準備を行います。

#### 【許可が必要な例 たとえば、こんなとき】

- 建物を新築、増築、改築する、又は移動する、取り壊すとき
- 建物の材質、色、デザインが変わるような修理や、模様替えをするとき  
※ただし、非常災害時の応急措置などは構いません
- 宅地の造成、土地の使い方の変更
- 看板、郵便受け、自動販売機などの設置
- 景観が大きく変わるような木竹の伐採をするとき  
※ただし、枝打ちや枯れ木の伐採、仮植えの植物などは構いません

その他、通りから見える範囲で何かを行おうとする時は、相談しながら、景観に配慮して計画しましょう。